

定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

令和7年2月1日現在の、状況の報告をお願いします。

報告対象者	以下の家畜を1頭（羽）以上飼養する者 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし 鶏（しゃも、ちゃぼ、烏骨鶏を含む）、あひる（マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモを含む）、うずら（ヨーロッパウズラを含む）、きじ（ヤマドリを含む）、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう（エミューを含む）
報告内容	①定期報告書様式 ②県独自調査様式（家さん飼養者の方） ↑番号については、各様式の右上に記載があります。
提出方法等	1 メールの場合 ge37@pref.shiga.lg.jp 2 郵送、FAXの場合（FAXの場合は必ず原本を保管しておいてください） 宛先：滋賀県家畜保健衛生所 住所 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1 FAX 0748-37-4821

※令和7年2月1日報告分について、報告期限を令和7年2月28日（金）としております。

※様式が手元のない場合は、滋賀県家畜保健衛生所のホームページからダウンロードしていただくか、
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/seisan/info/308982.html>)
滋賀県家畜保健衛生所にお問い合わせください。

※3月21日（金）時点で未提出の方にお送りしています。本通知が提出と入れ違いになる場合もあります。予めご了承下さい。